

暮らし悠々



『暮らし悠々』の定期購読(無料)をご希望の方は、スマイルケアカスタマーセンターへ

カスタマーセンター
電話番号



0120-098-298

特集

地域福祉の実現を目指して 高齢者の人生をトータルサポート

人生には、小さな困りごとや悩みがつきもの。高齢になればなるほど増えてくるそれらを親身になって解決することで、現代の高齢者が抱える様々な問題に寄り添い、地域福祉を推進しようと考えている企業があります。目指すは、本当の意味で誰もが安心して暮らせる社会の実現。シルバーワン株式会社 木田祥太氏にお話をうかがいました。

Q 「人生のトータルサポート」とはどのようなものでしょうか。

A たとえば市役所で、「自分の用事を済ませるにはどの窓口で聞けば良いの?」と困ったとき、頼りになるのが『総合窓口』です。私たちが提供するのには、言わば人生の諸問題の『総合窓口』。親が認知症になって困っている:「身寄りのない一人暮らしだけれど生き甲斐が欲しい:」等々、他人にとっては些細な問題かも知れませんが、当の本人は悩み、苦しんでいる様々な問題の窓口となることで、一緒に解決の道を探り、その方の人生に寄り添っていききたいと考えております。一時のサービスで終わりではありません。ご縁をいただいたその日から人生の終焉、さらにその先まで見据えた総合的なサポートを行うことを、「人生のトータルサポート事業」という言葉で表現しております。

Q 実際にいったサービスの内容と結果について教えてください。

A Aさん(女性・84歳)は、ご本人から連絡をいただいたケースです。趣味は旅行や外出でしたが、ご主人が脳梗塞で倒れてからは介護の日々。それでも介護に生き甲斐を見いだせているうちは良かったのですが、問題はご主人が亡くなったその後です。「毎日一人で淋しい」という切実なAさんの言

葉に、私たちはまず傾聴ボランティアを手配し、月1度の日帰り旅行も企画。孤独から脱却したAさんは、今では旅行友達との交流や旅先での写真撮影を楽しんでいます。



Bさん(男性・介護度2)は、病院からの依頼で支援を始めた方です。道端で倒れ搬送されて半身麻痺となったBさんですが、頭はしっかりしているので住んでいたアパートの家賃や郵便物が気になって仕方ありません。私たちは担当相談員と交渉してBさんの外出許可を取り、とりあえずアパートオーナーとの面会や延滞家賃の支払いを済ませました。その後は、定期的なポストの確認や光熱費の立て替え払い等を行い、リハビリで順調に回復したBさんは最終的にサービス付き高齢者住宅へ入居することに。そのための手配や役所関連の手続きもサポートし、Bさんには大変喜んでいただくことができました。



Q 高齢者が抱える問題の解決には「近所のよしみ」の意識が大切。

A ひとつひとつは些細な事例に見

えるかも知れませんが、小さな問題が実は大きな問題の種であることは少なくありません。Aさんの場合は、私たちが介入しなければうつ病や認知症発症の危険度が高まっていたでしょう。Bさんの場合は、リハビリに専念できる環境づくりがまず必要でした。

地域には、ボランティアから有償、公的なものまで様々な高齢者支援サービスがありますが、問題を早期発見・解決するためには支援を選択し有効活用するノウハウも必要です。私たちは地域福祉の精神のもと、高齢者の方が一人では手に負えない様々な「困った!」を解決するために、小さな問題でも「近所のよしみ」と寄り添い、心と心でお付き合いしていきたいと考えております。

取材協力



木田 祥太
シルバーワン株式会社
代表取締役社長

大学で社会福祉を学び、国家資格である社会福祉士を取得。複数の有料老人ホームにて、生活相談員、マーケティング、お客様窓口、お客様向け有料サービスの企画等、多種多様の経験を積み、現在は、地域交流会・病院・施設等でセミナーやレクリエーション、介護旅行等を紹介・提供し、外から施設の質の向上を行っている。また、西東京市・東久留米市・三鷹市等で有料老人ホーム紹介やお客様の「いきがい」を支援する活動を行っている。

【所在地】〒135-0042 東京都江東区木場2-19-14 山加ビル3F

【URL】<http://kinjyonoyoshimi.com>

お問い合わせ 03-6458-8322

これだけは知っておこう! 介護保険

何歳から利用可能? 介護保険サービス

公的介護保険制度がスタートして久しいですが、制度の概要を正確に理解しているとは言いがたい。そんな方はまず、いざというときののために、いくつになれば介護保険によるサービスが利用できるのか知っておきましょう。

〔65歳以上の方〕

介護保険における第一号被保険者にあたるため、介護が必要になれば全員がサービスを受けられます。ただし、市町村の窓口等に申請して「要介護」または「要支援」の認定を受ける必要があります。



〔40歳~64歳の方〕

介護保険における第二号被保険者です。がん(末期)や若年性痴呆症、脳梗塞など国が指定した一部の「特定疾患」の方のみ、介護保険サービスを利用できます。

〔39歳以下の方〕

介護保険に加入しておらず、保険料も納めていないためサービスは受けられません。その他の行政や福祉サービスは利用可能です。

シルバー川柳 入選作品

こんにちは 思い出せずにさようなら

(大阪府 女性 73歳)

〈出典元〉
公益社団法人
全国有料老人ホーム協会

介護支援の最前線より

ワーク&ケアバランス研究所(東京都渋谷区) 運営管理責任者 和氣美枝さん

増え続ける認知症患者。でも、その症状や対処法、そして介護する家族の苦勞は、なかなか周囲の人々に理解されません。ワーク&ケアバランス研究所を主宰し、認知症の母親を介護する和氣美枝さんも、つい先日、「まだまだ社会は認知症に対する理解・認識が進んでいない」と実感する出来事に遭遇しました。

認知症の方を受け入れ、共生する社会のあり方とは？

「お母さんがお金を持つてこない」。近所のコンビニエンスストア店長から、そう告げられた和氣さん。聞けば、パート従業員が「お金がなければ売れない」と言えば母親は自宅にお金を取りに戻るため、1日に自宅とコンビニとの往復が何回も発生して、対応する従業員が精神的に参ってしまっているとのこと。店長から「何とかして欲しい」と言われ、和氣さんは困り果ててしまいました。

働く介護者である和氣さんは、日中は仕事で不在です。四六時中、母親を見張っているわけにはいきません。すると、店長から出た言葉は、「お母さんにお金を持たせないで欲しい」。でも、果たして本当にそれが正解でしょうか。

認知症とはいえ、人格を持つひとりの大人である母親に対して、まるで幼い子供のように「お金を持たせない」ことを望む社会。その事実には深い悲しみを覚えた和氣さんですが、とは言っても、同じ働く者として店長やパート従業員の苦

労も理解できます。「変わるべきは認知症患者ではなく、社会や周囲の人々の方では？」と思いつつ、「でも、それは認知症の母親と同居する自分のわがままかも知れない」と悩む毎日です。

厚生労働省によれば、2025年には認知症患者数は700万人を超え、65歳以上の5人に1人が認知症になると予想されています。そして他人事ではありません。認知症の方が身近にいる方も、そうでない方も、認知症と共生する未来を見据え、誰もが暮らしやすい社会とはどんなものか、真摯に考える時期にきています。



和氣 美枝
(一社)介護離職防止対策促進機構代表理事。ワーク&ケアバランス研究所主宰。32歳から同居の母を介護している現役介護者。2014年7月「ワーク&ケアバランス研究所」立ち上げ。介護離職防止コンサルティングや介護者支援活動の他、介護コンサルタントとしてのメディア出演等も行っている。現在、毎日新聞出版より著書「介護離職しない、させない」を発売中。

2月のトピックス

今年から確定申告にはマイナンバーが必要になります。

確定申告シーズン到来です。今年から、税務署に提出する申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必須。書いていないと申告会場で指摘されたり、後日税務署から問い合わせがあったりするので要注意です。また、申告時には本人確認が必要ですが、マイナンバーカードがあればカード一枚で事足りるので便利。別途、顔写真付き身分証明書を用意する手間がかかりません。確定申告は、毎年終了間近になると大変混み合います。早めに準備して余裕を持って申告に臨みましょう。



相続Q&A 第7回 認知症となった母の自宅を売却したい

Q(質問)

認知症の母がいるのですが、母の日々の生活費や医療費が足りなくなってきました。母の自宅を売却する必要があります。すでに、買主は見つかっています。どのようにすれば良いでしょうか。

A(回答)

成年後見制度を利用し、後見人を立てた上で、家庭裁判所に居住用不動産の売却許可をもらう必要があります。また、自宅の売却となるので、お母様の次の住居(または施設も同時に探さなければなりません。買主にはそれらの事情を説明し、必要なら不動産の引き渡し日を延期してもらいましょう。

! (教訓)

認知症になると、意思能力不十分で不動産の売買契約等の取引ができないケースが多くなります。その場合は、まず家庭裁判所に申し立てて成年後見人を選任してもらい、自宅を売却する場合は成年後見人から家庭裁判所へ居住用不動産の売却許可の申し立てを行い許可を受けます。通常、成年後見人の申し立てからその選任まで2ヶ月、そこから居住用不動産の売却許可取得まで1ヶ月程度はかかります。また、不動産売却後も成年後見制度は続くため、成年後見人は毎年家庭裁判所に1年間の収入と支出の報告をしなければなりません。

シリーズ第5回 介護福祉士に聞く「回想療法」のすすめ

「回想療法」のすすめ

回想療法とは心理療法の一種で、過去の体験や思い出を話すことで脳が刺激され、精神的な安定を図れるというもの。認知症の進行を遅らせる効果があると言われており、脳の活性化が期待できるので認知症でない健康的な高齢者にもおすすめです。

認知症の方は、「短期記憶」と呼ばれる「ついさっきの出来事」を記憶するのは苦手ですが、遠い昔の記憶はしっかりと残っていることが多いもの。それらを思い出すことで自然と記憶力や集中力が使われ、脳や認知機能に良い影響を与えるとされています。

デイサービスここけあ練馬豊玉では、日常会話に意識的に思い出や回想話を織り交ぜるだけでなく、グループでの「回想療法」の時間も設けています。やり方はいたって簡単。一对一の場



合は「出身地」や「職業」「戦争」等のテーマを決めてお互い昔話をし合い、大人数の場合は「子供の頃の遊び」等のキーワードに沿ってみんなで楽しく会話をします。過去を語り合うことで思い出が共有され、利用者同士のコミュニケーションも活発になりました。

回想療法は、ご自宅でも気軽に取入れられるのが魅力。昭和歌謡を聴いたり昔の写真を見たりしながら試してみたいかがでしょうか。

(取材協力)



デイサービスここけあ練馬豊玉
栗原 佳之 (株式会社グッドケア代表取締役)
◎所在地/練馬区豊玉北2丁目 鳳月第一ビル1F
〈電話番号〉 03-6914-7334
食支援や自宅で出来るリハビリ、レクリエーション情報をお伝えしていきます。お問い合わせは「デイサービスここけあ練馬豊玉」まで。

トータルライフケアサービス **Smile Care** スマイルケア

スマイルケア西東京

福祉用具販売・レンタル&介護リフォーム

介護用品はいつでも **全商品30%OFF**

即日納品OK! 日・祝日納品OK! アフターケアOK!
(事前予約が必要となります)

カタログ請求・ご注文
お問い合わせは **042-439-5544**

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-2-3 FAX:042-439-5420
(日曜日、第1・第3土曜日定休)

スマイルケアカスタマーセンター

不用品処理など日常生活の困りごとから留守中のご自宅の維持管理、不動産の売却・購入・買い替え、相続対策など専門スタッフがサポートを行っています。

まずは、お気軽にご相談・お問い合わせ下さい。

無料相談ダイヤル **0120-098-298**

〒164-0011 東京都中野区中央1-1-1 2階 FAX:03-5338-0297
(水曜日、第1・第3火曜日定休)

〒203-0032 東京都東久留米市前沢2-10-15-301
TEL:042-479-1198 FAX:042-479-1197 (土曜日・日曜日定休)

バリアフリー工事、水回り工事、外装工事、内装工事、小工事など
お問い合わせは上記スマイルケアカスタマーセンターまで

新規開設 スマイルケアリフォーム部

発行 フォワード98株式会社 〒164-0011 東京都中野区中央1-1-1 2F TEL:03-5338-1198 FAX:03-5338-0297
株式会社アスモ 〒165-0026 東京都中野区新井1-26-4 2F TEL:03-5318-4017 FAX:03-5318-4008

有料老人ホーム選びの
お手伝い

シニアハウスコム

有料老人ホーム・シニア向け
住宅紹介サイト

<http://www.asumo-seniorhouse.com>

特徴① 入居しない分からない施設の雰囲気や口コミをご紹介しております。

特徴② 施設と入居者を探している方を結びつけるマッチング機能も付いています。

直接お電話にてご相談も可能

【無料ご相談ダイヤル】
0120-5318-77

受付時間 9:00~20:00(土日含む)
※相談員対応

事) 信託を利用すると、信託の目的に沿って受託者の判断で柔軟に不動産を売却でき、家庭裁判所への報告も不要。不動産をお持ちの方は、ぜひ検討してみてください。

相続診断士とは

相続の基本的な知識を身に付け、相続診断ができる資格「笑顔相続の達人(案内人)」として、相続について知識のない相続関係者からヒアリングし、必要な場合は依頼者と各分野の専門家である弁護士や税理士等との間に立ち、情報の整理や問題点の明確化を行う。

相続診断協会 笑顔相続最前線(342)より抜粋